

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について、確認の対象となる工事を変更し、次のとおりとします。

#### 1. 主な変更点

所属企業が倒産した事由により退職した技術者については、建設業法第26条第3項により工事現場ごとに配置予定技術者の専任性が求められている工事に入札時に求めている入札参加予定者との恒常的な雇用関係を免除することができることとします。

ただし、直接的な雇用関係は必要とします。

この取扱いは、平成21年4月1日以降に公告又は入札執行通知又は見積依頼通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。

#### 2. 変更理由

緊急経済雇用対策として、所属企業が倒産した事由により退職した技術者の再雇用を促進するため。

### 建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について

建設業法第26条第3項では、公共性のある工事については配置予定技術者の専任性が求められており、主任技術者又は監理技術者は工事現場毎に専任でなければならないこととされ、また当該技術者は請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」こととされております。

平成16年3月に国土交通省において、「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」の雇用期間については連続して「3ヶ月以上（建設業法第26条第3項に該当する工事に限る。）」とする一定の基準が示されました。

本県においても、以下のとおり建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について決めました。

なお、雇用関係の確認は行いませんが、従来どおり、建設業法第26条第3項に該当する工事にあつては、配置予定技術者に「3ヶ月以上」の雇用期間を求めます。

#### 1. 確認の対象となる工事

県が発注する建設工事で設計金額が土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事は3,500万円以上、ほ装工事は3,000万円以上、建築一式工事等その他の工事は5,000万円以上の一般競争入札に付する工事です。

#### 2. 当該工事の配置予定技術者の要件

- (1) 配置予定技術者が属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- (2) 直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

恒常的な雇用関係とは、

一般競争入札

競争参加資格確認申請書又は事後審査型入札にかかる競争参加資格審査申請書の提出期限日

簡易工事応募型指名競争入札

簡易工事応募型指名競争入札参加申請書の提出期限日

簡易工事応募型指名競争入札を除く指名競争入札  
入札執行日  
随意契約  
見積書の提出日

を含め連続して3箇月以上の雇用関係があることです。

(3) 例外的な取扱い

会社合併若しくは営業譲渡若しくは会社分割又は6の特例措置による所属企業の変更等において雇用期間が3箇月に満たない場合において契約担任者が認めた場合はこの限りではありません。

持株会社の子会社が置く配置予定技術者、親会社及び連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の取扱いについては、各発注者に確認して下さい。

3. 確認に必要な書類等の届出

(1) 監理技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証(過去5年以内に登録講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証)の写しを貼付してください。

ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、登録講習を受講したものとみなし、監理技術者講習修了証の写しの添付を要しません。

また、平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定する講習(以下「指定講習」という。)を受講し平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付された者は、指定講習に係る修了証をもって公共工事の監理技術者としての要件となる登録講習を受講したものとみなし、過去5年以内に指定講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証の写し及び監理技術者資格者証の写しを添付してください。

(2) 主任技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に健康保険被保険者証の写し又は雇用保険事業者別被保険者台帳照会の写しを添付してください。

なお、当該確認書類によりがたい場合は別表に掲げるいずれかの確認書類の写しや賃金台帳の写し(2.(2)の ~ の属する月を含め前4月分とします。)でもかまいません。

4. 配置(予定)技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条の別表1の1号に該当します。

また、関係法令に抵触する場合は当該法律を所管する機関に通知します。

5. 適用日

(1) 平成16年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。

(2) 平成16年7月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(賃金台帳写しの4月分への変更)

(3) 平成16年7月15日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(原本証明及び申立書の廃止)

(4) 平成20年7月22日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(対象工事の変更)

(5) 平成21年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(恒常的な雇用関係の免除特例措置の追加)

6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

(1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、入札日の属する年度の長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任(監理)技術者として配置する場合であって、

別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。

(2) (1)において、「倒産」とは、～の場合で、契約担任者が当該事実があったことを確認できた場合をいいます。

手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があった場合

会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始がなされた場合

破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合

民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合

(3) 契約担任者は、(2)の～の事実を土木部建設企画課公共工事契約指導班より送付する倒産情報又は入札参加予定者が提出した当該事実を証する書類等により確認するものとし、確認できない場合は、土木部建設企画課公共工事契約指導班や保証事業会社へ問い合わせるものとし、

なお、契約担任者は、事実の確認に時間を要したり事実の確認ができなかったことにより、入札参加予定者が入札に参加できなかつたり落札者が契約を締結できなかつたとしても一切責任を負わないものとし、

(4) (1)において、「倒産を事由に退職した者」とは、～のイ～ホの事実が発生して以降3か月以内に退職した者をいいます。

(5) (1)において、別紙様式1「恒常的な雇用関係免除申立書」は、一般競争入札の場合は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成15年長崎県告示第780号)第7条第2項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)」、簡易工事応募型指名競争入札の場合は、長崎県建設工事簡易工事応募型指名競争入札試行実施要綱(平成15年6月20日付15監第147号)第7条第3項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)」、抽選型指名競争入札の場合は、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行実施要綱(平成14年3月29日付13監第536号)第14条第1項に規定する届出書、指名競争入札又は随意契約の場合は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)第20条に規定する「現場代理人等決定(変更)通知書(様式第12号)」の添付資料として契約担任者に提出してください。

## 別 表

確 認 書 類	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	技 術 者 本 人	社会保険庁又は健康保健組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
源泉徴収票	所得税法		建設業者	給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し、源泉徴収票を支払うを受ける者に交付する義務がある。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	社会保険庁又は健康保健組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
国家資格者等及び監理技術者一覧表（許可添付書類）	建設業法	国 土 交 通 省	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術職員名簿（経営事項審査）	建設業法	都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表
雇用保険事業者別被保険者台帳照会	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規定による各種届出の義務を負う。

国総建第155号  
平成13年5月30日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

## 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである（「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」平成六年十二月二十八日建設省経建発第三百九十五号、最終改正平成十二年三月二十二日）。

一方、建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

このうち、出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして

取り扱うこととする。

また、工事現場において、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者と所属建設業者との間の雇用関係を確認する場合に、建設工事を請け負った建設業者と当該工事現場に配置された監理技術者が交付を受けている監理技術者資格者証に記載された所属建設業者が異なるときには、健康保険被保険者証等による出向元企業との雇用関係の確認に加え、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、当該監理技術者と出向先企業との雇用関係を確認されたい。

Q 1 出向元企業が許可を受けた建設業を廃止して、廃止された建設業を出向先企業が行うこととなるが、出向元企業が廃止した建設業以外の建設業の許可を受けている場合、出向先企業は、出向元企業からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができますか。

A 1 出向先企業は、出向元企業が廃止した建設業に係る建設工事を請け負う場合、工事現場に主任技術者又は監理技術者として出向元企業からの出向社員を置くことができますが、廃止していない建設業に係る建設工事を請け負う場合は、出向先企業は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を主任技術者又は監理技術者として置く必要があります。

Q 2 出向元企業からの出向社員を出向先企業で監理技術者として置くことが可能である場合について、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 2 営業譲渡又は会社分割による出向元企業からの出向社員については、当該社員が交付を受けている監理技術者資格者証の所属建設業者の変更は行いません。

なお、この場合には発注者支援のためのデータベース・システムによって当該社員の雇用関係を確認すると、当該社員は所属建設業において疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者について、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、出向先企業が工事現場に置く社員であるか否か確認することとなります。

国総建第155号  
平成13年5月30日

都道府県主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

## 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである（「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」平成六年十二月二十八日建設省経建発第三百九十五号、最終改正平成十二年三月二十二日）。

一方、建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

このうち、出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして

取り扱うこととする。

また、工事現場において、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者と所属建設業者との間の雇用関係を確認する場合に、建設工事を請け負った建設業者と当該工事現場に配置された監理技術者が交付を受けている監理技術者資格者証に記載された所属建設業者が異なるときには、健康保険被保険者証等による出向元企業との雇用関係の確認に加え、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、当該監理技術者と出向先企業との雇用関係を確認されたい。

Q 1 出向元企業が許可を受けた建設業を廃止して、廃止された建設業を出向先企業が行うこととなるが、出向元企業が廃止した建設業以外の建設業の許可を受けている場合、出向先企業は、出向元企業からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができますか。

A 1 出向先企業は、出向元企業が廃止した建設業に係る建設工事を請け負う場合、工事現場に主任技術者又は監理技術者として出向元企業からの出向社員を置くことができますが、廃止していない建設業に係る建設工事を請け負う場合は、出向先企業は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を主任技術者又は監理技術者として置く必要があります。

Q 2 出向元企業からの出向社員を出向先企業で監理技術者として置くことが可能である場合について、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 2 営業譲渡又は会社分割による出向元企業からの出向社員については、当該社員が交付を受けている監理技術者資格者証の所属建設業者の変更は行いません。

なお、この場合には発注者支援のためのデータベース・システムによって当該社員の雇用関係を確認すると、当該社員は所属建設業において疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者について、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、出向先企業が工事現場に置く社員であるか否か確認することとなります。

国 総 建 第 9 7 号  
平成 14 年 4 月 16 日

地方整備局等建設業担当部長 殿  
都道府県主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者  
の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が持株会社化により企業集団を形成し、これと一体となって経営を行うことによって、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

今般、このような企業集団に属する建設業者に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法について下記のとおり定めたので、通知する。

記

平成 6 年建設省告示第 1 4 6 1 号（以下単に「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企

業集団に属するものに限る。)である建設業者への出向社員を当該建設業者が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該建設業者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該建設業者が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団に属する親会社又はその子会社(当該建設業者を除く。)がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

この取扱いに当たっては、当該出向社員の雇用関係を健康保険被保険者証等により確認するほか、当該出向社員の出向元である親会社と出向先であるその子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認するとともに、当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人を施工体制台帳等により確認することとする。

## (参 考)

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いに関する  
Q & A

Q 1 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いの  
ポイントについて教えてください。

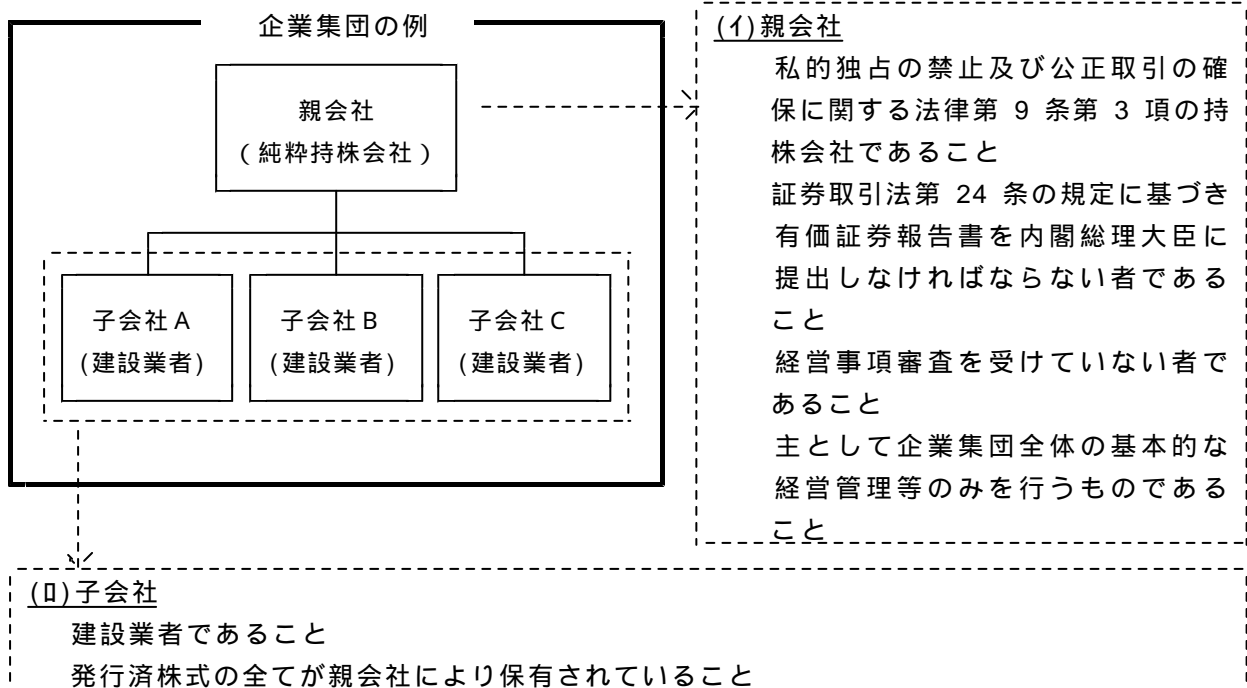
A 1 国土交通大臣の認定を受けた企業集団において、親会社（純粹持株会社）からその子会社（100%子会社である建設業者）への出向社員が当該子会社の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるものです。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団とは、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号。最終改正 平成 14 年 3 月 29 日国土交通省告示第 262 号）」附則 6 の規定により認定を受けた企業集団です。

この企業集団は、おおむね次のようになります。

### 【企業集団】

- (1) (イ)のいずれにも該当する親会社及び(ロ)のいずれにも該当する子会社から構成されること
- (2) 建設業者である子会社が全て含まれること
- (3) 親会社、子会社が他の企業集団に属していないこと
- (4) 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合であること



Q 2 子会社は同じ企業集団に属する他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

A 2 子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置くことはできません。

Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

A 3 子会社はその請け負った建設工事において親会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に当該子会社の親会社又は当該子会社と同じ企業集団（国土交通大臣の認定を受けた企業集団）に属する他の子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Q 4 親会社からの出向社員を子会社が監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 4 親会社から子会社への出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社（出向元の会社）又は子会社（出向先の会社）が有する国土交通大臣の認定を受けた企業集団であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、子会社が監理技術者として工事現場に置くことができる社員であるか否かを確認することとなります。

国総建第335号

平成15年1月22日

本件は、国が認定した企業集団についてのみ、当該企業間での  
出向技術者の雇用取扱を認めようとするものである。

長崎県 土木部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課



親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者  
の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

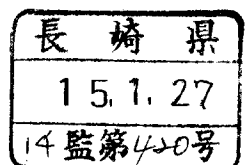
一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が会社分割、共同子会社化等により企業集団を形成し一体となって経営を行うことによって、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

今般、このような親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について下記のとおり定めたので、通知する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う場合

次に掲げる要件のいずれにも適合する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社（以下「親会社」という。）と同条



第3号に規定する連結子会社（以下単に「連結子会社」という。）からなる企業集団に属する建設業者の間（親会社とその連結子会社の間に限る。）の出向社員を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の会社が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社（連結財務諸表規則第2条第5号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）がその下請負人（当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。）となる場合は、この限りでない。

(1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。

(2) 親会社が次のいずれにも該当するものであること。

① 建設業者であること。

② 証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること。

(3) 連結子会社が建設業者であること。

(4) (3)の連結子会社がすべて(1)の企業集団に含まれる者であること。

(5) 親会社又はその連結子会社（その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

なお、当該取扱いに係る直接的かつ恒常的な雇用関係の確認のため、工事現場等において事務量の増大が懸念されることから、その円滑な運用を図るために、当該取扱いを受けようとする者は、当分の間、(1)から(5)までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省総合政策局建設業課長による確認（以下「企業集団確認」という。）を受けなければならないものとする。

## 2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いに当たり、工事現場等においては、次に掲げる書面等により、それぞれ次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 健康保険被保険者証等により、出向社員の出向元の会社との間の雇用関係

(2) 出向であることを証する書面により、出向社員の出向先の会社との間の雇用関係

(3) 3. (5)の企業集団確認書により、出向先の会社と出向元の会社との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係にあること

(4) 施工体制台帳等により、出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないこと

### 3. 企業集団確認の申請手続き

企業集団確認を受ける者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

- (1) 企業集団確認の申請は、別紙1の例による「企業集団確認申請書（以下「申請書」という。）」に親会社の有価証券報告書並びに親会社及びその子会社（連結財務諸表規則第2条第2号に規定する子会社をいう。）の建設業の許可の通知書の写しを添付して、国土交通省総合政策局建設業課に提出してしなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。
- (3) (1)の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。
- (4) 企業集団確認の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (5) 国土交通省総合政策局建設業課長は、当該申請者に対して、別紙2の例による企業集団確認書を交付する。なお、当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から1年とする。

(別紙 1)  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認申請書

国土交通省総合政策局  
建設業課長

殿

所 在  
商 号  
代表者

印

下記の企業集団について、平成15年1月22日付け国総建第335号1.の要件に適合していることについての確認を申請します。

記

(1) 企業集団を構成する会社

①親会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
A社		00-00000	受

②連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
B社		00-00000	未受
C社		00-00000	未受

(2) 非連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
D社		00-00000	受
E社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

所 在  
商 号  
代表者  
所 在  
商 号  
代表者

印

印

(別紙 2)  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商号  
代表者

国土交通省総合政策局  
建設業課長

下記の企業集団について、平成15年1月22日付け国総建第335号1.の要件に適合することについて確認を受けたことを証明する。この確認書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

記

(1) 企業集団を構成する会社

①親会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
A社		00-00000	受

②連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
B社		00-00000	未受
C社		00-00000	未受

(2) 非連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
D社		00-00000	受
E社		00-00000	未受

以上

## (参 考)

親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について (Q & A)

Q 1 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いのポイントについて教えてください。

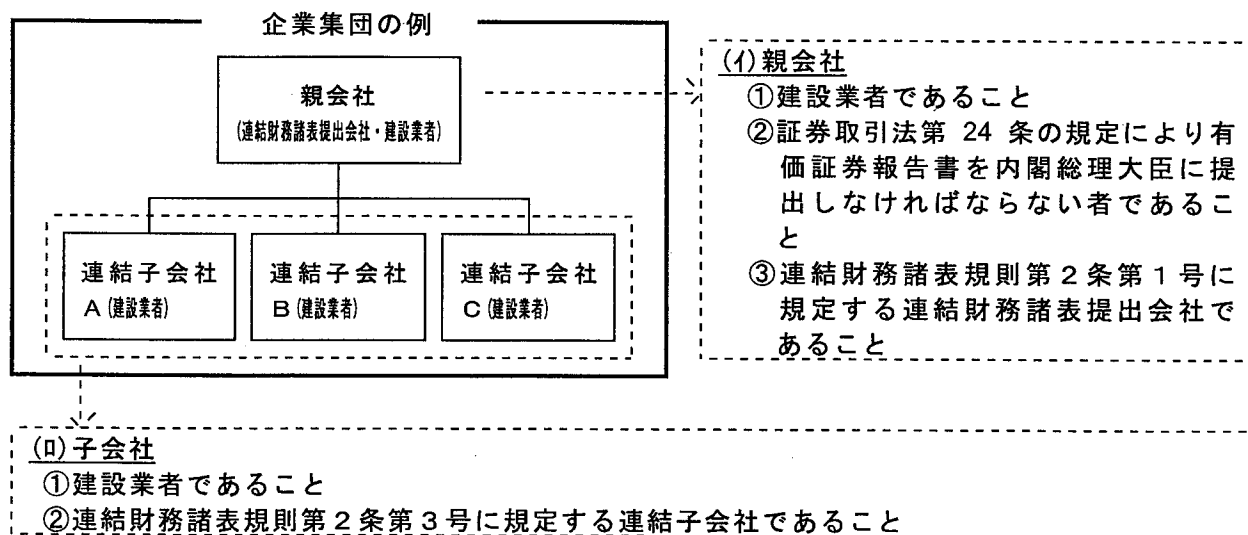
A 1 下記の要件に適合する企業集団において、親会社からその連結子会社への出向社員又は連結子会社からその親会社への出向社員が、当該出向先の会社の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるものです。

なお、この取扱いを受けようとする企業集団は、当分の間、下記要件に適合することについて国土交通省総合政策局建設業課長による確認を受けなければなりません。

企業集団の要件は、次のとおりです。

### 【企業集団の要件】

- (1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること
- (2) 親会社が (イ) のいずれにも該当すること
- (3) 連結子会社が (ロ) のいずれにも該当すること
- (4) (ロ) の要件を満たす連結子会社が全て企業集団に含まれること
- (5) 親会社又はその連結子会社 (その連結子会社が 2 以上ある場合には、そのすべて) のいずれか一方が経営事項審査を受けていないこと



Q 2 連結子会社は同じ企業集団に属する他の連結子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

A 2 連結子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、同じ企業集団に属する他の連結子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置くことはできません。

Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

A 3 親会社又はその連結子会社が、その請け負った建設工事において出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に同じ企業集団に属する他の会社又は親会社の非連結子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Q 4 出向社員を監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 4 親会社とその連結子会社の間の出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社又はその連結子会社が有する企業集団確認書、出向であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、監理技術者として工事現場に置くことができる者であるか否かを確認することとなります。

Q 5 企業集団の確認はどのような手続きで行われるのですか。

A 5 企業集団の確認を受けようとする場合には、企業集団確認申請書に親会社の有価証券報告書、親会社及びその子会社（連結子会社及び非連結子会社）の建設業の許可の通知書の写しを添付して、国土交通省総合政策局建設業課に提出しなければなりません。なお、当該申請書の記載内容は、企業集団を構成する全ての会社が承認したものでなければなりません。

要件に適合していることが確認された場合には、企業集団確認書が交付されます。企業集団確認書の有効期間は1年間です。